

事業区域外駐車施設設置計画書

令和 年 月 日

吹田市長あて

事業者

住所氏名

電話番号

()

代理人

住所氏名

電話番号

()

(法人にあつては、その主たる事務所の所
在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手続等に関する条例施行規則第34条第2項第5号及び条例施行基準第16条第6項第1号又は第2号の規定により、次のとおり提出します。

事業区域の位置	吹田市		
開発審査室受付番号			
用途地域	☐ 第1種低層住居専用地域 ☐ 第2種低層住居専用地域 ☐ 第1種中高層住居専用地域 ☐ 第2種中高層住居専用地域 ☐ 第1種住居地域 ☐ 第2種住居地域 ☐ 準住居地域 ☐ 近隣商業地域 ☐ 商業地域 ☐ 準工業地域 ☐ 工業地域		
建築物の用途	☐ 小世帯向住戸及び単身者向住戸の共同住宅(戸) ☐ 宿泊施設 ☐ 商業施設 ☐ 物販店舗等、 ☐ 事務所、 ☐ 金融機関、 ☐ 商店街店舗) ☐ 工業施設 ☐ 工場、 ☐ 倉庫 ☐ その他()		
設置基準台数	台		
事業区域内設置台数	台		
事業区域外設置場所及び台数	吹田市		台
	吹田市		台
	吹田市		台
適用条文	☐ 施行基準16条第6項第1号イ (ア) 【共同住宅:敷地の規模等により事業区域内に設置が困難な場合】		
	☐ 施行基準16条第6項第1号イ (イ) 【共同住宅:間口が狭小または交通安全上、駐車施設の出入口を設けることが困難な場合】		
	☐ 施行基準16条第6項第2号イ (ア) 【医療施設等:敷地の規模等により事業区域内に設置が難しい場合】		
	☐ 施行基準16条第6項第2号イ (イ) 【医療施設等:間口が狭小または交通安全上、駐車施設の出入口を設けることが困難な場合】		
	☐ 施行基準16条第6項第2号イ (ウ) 【医療施設等:事業区域の過半が商業地域であり、物資搬入に必要な区域を設けた場合】		
(連絡先) 担当者氏名	電話番号 ()		
添付書類	1 付近見取図(事業計画地及び区域外駐車施設位置を記入) 2 事業計画配置図		
	3 区域外駐車施設平面図等 4 区域外駐車施設現況写真		
	5 区域外駐車施設を設置する理由書		

注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。